解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

埼玉県川越市元町一丁目三番地一
財団法人川越市青少年健全育成協会
清算人　尾﨑　利則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

長野県安曇野市穂高八三〇九番一号
特定非営利活動法人カトマンドゥ
代表清算人　安倍　拳夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

岐阜県岐阜市美園町二丁目一五番地
特定非営利活動法人ＴｈｅＷｏｏｄ
Ｒｏａｄ
清算人　多田　直人
清算人　戸谷佳奈美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十九日開催の通常総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

静岡県熱海市田原本町九番一号
特定非営利活動法人エム・オー・エー自然農法文化事業団　清算人　山岸　正博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

岡山県高梁市成羽町坂本一五七九番地四
社団法人坂本厚生会
代表清算人　田中　広二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十九日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

広島県安芸郡府中町八幡四丁目一番一号
特定非営利活動法人おおぞら
代表清算人　大崎　武

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日、徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地五番地
美馬市土地開発公社
清算人　河野　尚二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

鹿児島市上荒田町二三番二一
特定非営利活動法人フリースクールＩＨセンター　清算人　川添　亮一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月二十四日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

北海道標津郡中標津町丸山二丁目二二番地
中標津町土地開発公社
清算人　清原　哲雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

茨城県古河市下大野二二四八番地
古河市土地開発公社
清算人　鈴木　源一

解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十三年四月一日に存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目八番地三
財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社
代表清算人　田口　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

長野県長野市川中島町四ツ屋三五
特定非営利活動法人外出介助支援サービス
清算人　松田　嘉子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

長野市小島七二七―四
特定非営利法人長野サービス業サポートセンターＮＡＧＡＮＯ―ＩＳＭ
清算人　柳澤　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

福岡県福岡市中央区天神三丁目一〇番二五号
特定非営利活動法人森林誌研究所
代表清算人　遠藤　日雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十日大分県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

大分県臼杵市大字海添二五〇番地
医療法人輔仁会
清算人　奥津　明

配当公告

栃木県真岡市久下田一三六六番地六
破産者　株式会社冨士建設

右の者に対する宇都宮地方裁判所平成二十二年（フ）第二一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二六四、〇九六、五九〇円

一、配当することのできる金額
金六二、四五三、五六一円

平成二十三年五月二十三日

宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階
破産管財人　蓬田　勝美